

2019年10月18日

各加盟団体 様
各都道府県実行委員会 様

安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

辺野古訴訟での公正判決を求める那覇地裁宛の団体署名のお願い

沖縄県は去る8月7日に、県の埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決は違法だとして、国に裁決の取り消しを求める訴訟を那覇地方裁判所に提訴しました（抗告訴訟）。

裁判の争点は、以下の通りです。

今年7月の沖縄県による福岡高裁那覇支部への提訴（関与取消訴訟）は、①政府＝沖縄防衛局が県による埋め立て承認撤回を無効にするために、国民の権利救済のための法律である行政不服審査法を乱用したのは違法であること、②沖縄防衛局が審査を求めた国土交通相は、辺野古新基地建設を進める政府の一員であり中立性がなく公正さにかける、等が争点です。それに加えて今回の抗告訴訟では、沖縄県による埋め立て承認撤回の適法性・正当性が初めて争点になります。

沖縄県による埋め立て承認撤回は、軟弱地盤の存在、活断層の存在、環境保全措置の問題が、公有水面埋立法の定める要件を充足していないことによる正当な決定です。去る9月18日の関与取消訴訟では、裁判所は実質審理を行なうことなく、1回の口頭弁論のみで即日結審しました。

抗告訴訟の第1回口頭弁論は11月26日に決定しました。裁判所は政府の主張に従い、県の訴えを「門前払い」にする恐れがあります。

私たちは、裁判所に対して三権分立の立場から、政府に従うことなく、民主主義や地方自治を守るためにきちんとした審理を行ない、司法の存在意義を示してもらいたいと願っています。そのために全国から那覇地方裁判所に対して、別紙の実質審理と公正な判決を求める団体署名を提出することにしました。

辺野古新基地建設を許さないためにたたかっている沖縄県民と連帯するために、ぜひとも団体署名へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この団体署名は、第1回公判の前の11月21～22日頃に那覇地方裁判所に提出することにしています。

記

1. 各団体で組織内に呼びかけていただければ幸いです。
2. 団体署名の送付先 安保破棄中央実行委員会へ郵送またはFAXで
3. 送付期限 11月19日 以上